

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求者 (略)

#### 2 請求のあった日 令和3年6月22日

#### 3 請求の要旨

##### (1) 請求の要旨

本件措置請求書に記載された請求の要旨は次のとおりである。(以下、請求書に記載された原文を掲載する。)

##### 下諏訪町長に関する措置請求の要旨

令和3年5月10日に締結された下諏訪総合文化センター改修事業における詳細実施設計業務の随意契約締結は、入札が行われておらず契約内容と金額に透明性と妥当性が担保されていないと考えられます。地方自治体には随意契約は認められていますが、国土交通省においても災害復旧など緊急が求められるなど正当な理由なき契約は認められていません。他自治体の随意契約におけるガイドラインを閲覧すると、単に「過去の実績」や「業務に精通している」「特殊な業務」等のみを理由に随意契約とすることは適切ではないと記されています。また金額においても7000万円を超える契約であり、地方自治法における自治体の随意契約の裁量権を逸脱しているものと考えられます。この契約によって改修工事の内容や金額に影響が及び高額な工事が行われる可能性もあります。よってこの随意契約についての透明性と妥当性の調査と、これからのために随意契約のガイドラインを構築していただきたく監査請求いたします。

##### (2) 事実を証する書面

本件措置請求書とあわせて、請求人から事実証明書として次の書類の写しが提出された。

- ア 入札経過書
- イ 設計業務委託契約書

### 第2 請求書の受理

本件請求が法定要件を具備しているかを審査し、令和3年6月30日に請求の受理を決定した。

### 第3 監査の執行

#### 1 監査の期間

令和3年6月30日から令和3年8月20日まで

#### 2 監査の対象課

教育こども課

#### 3 監査の対象事項

##### (1) 監査対象となる財務会計上の行為

本件措置請求書の内容から次の委託契約の締結を監査対象とする。

ア 契約日 令和3年5月10日

イ 業務名 下諏訪総合文化センター改修に伴う実施設計

ウ 業務委託料 70,103,000円

エ 受注者 東京都中央区日本橋小網町6番1号

株式会社山下設計 代表取締役社長 藤田秀夫

##### (2) 監査の着眼点

ア 事業の選定経過、発注方法及び契約金額を含めた実施設計の契約の締結に違法性又は不当性が認められるか。

イ アの結果を踏まえ、町に損害が生じているか。

ウ ア及びイの結果を踏まえ、措置を勧告する必要があるか。

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月19日に請求人からの陳述の機会を設けたが、陳述及び新たな証拠の提出はなかった。

#### 5 関係職員等の意見聴取

令和3年7月19日に教育こども課及び契約事務を担当する総務課の課長及び担当職員から意見を聴取した。概要は次のとおりである。

本業務は、下諏訪総合文化センター大・小ホールの客席天井の耐震補強を図る改修と耐用年数を超え劣化が進行している舞台関係設備機器、建物設備機器を改修するための実施設計である。

業者選定等審査委員会では、規模が大きな業務であることから、発注方法を再検討したうえで、1者随契にする場合は適切な理由を明らかにすることとして、2回にわたって審査が行われ、「音楽用途に適したホール」としての観点から、天井を改修しても音響性能を確保することが求められるため、複雑な天井形状にも対応可能で音響性能への影響が少ない「準構造天井方式」での改修とすることを令和2年度の基本設計で計画している。その設計においては音楽ホール特有の特

殊な構造設計手法が必要になるため、音響性能に関する高度な知見とホール設計に関する豊富な経験があり、基本設計を請け負いホールの状況を熟知し、かつ元設計者でもある株式会社山下設計との随意契約とした。

#### 第4 監査の結果

##### 1 主文

本件請求を棄却する。

##### 2 理由

###### (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

###### ア 地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

###### イ 地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

###### (2) 監査委員の判断

###### ア 本件契約を随意契約としたことについて

請求人の主張は、下諏訪総合文化センターにおける実施設計業務の随意契約締結において、入札が行われなかったこと、契約内容と金額に透明性と妥当性が担保されていない、地方自治体において認められている随意契約の内容に該当する正当な理由が、本件の場合該当しないというものだと思料される。

このことについて、以下検討及び判断する。

本件実施設計業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、契約目的が競争入札に適さず代替性がないものとして、町は1者による特命随意契約を締結している。

町は、業者選定等審査委員会を開催し、本件随意契約について多角的に検討を行い、審査の結果、発注の内訳を厳密に精査し、不要なものや追加項目がないかを確認したうえで契約することとした。

下諏訪総合文化センターの改修にあたり、音楽用途に適したホールの実施設計ができるのは株式会社山下設計1者のみであることは関係職員等の意見聴取からも明らかであり、特定の相手方との間で契約を締結するのが妥当と考えるには十分な理由が認められる。従って、町が本件契約の性質上、競争入札によらず、資力、信用、技術、経験等相手方の能力を総合的に熟知したうえで代替性がないと判断し、1者による特命随意契約を締結したことについては妥当と考えられる。

#### イ 契約金額の妥当性について

請求人の主張は、7,000万円を超える契約であり地方自治法における自治体の随意契約の裁量権を逸脱しているものだと思料される。

このことについて、以下検討及び判断する。

契約金額の算出根拠においては、設計業務委託等技術者単価に基づいて計算されており、客観的な金額であるといえる。

また、7,000万円を超える金額が本件改修工事における音響性能に関する特殊性を重視する場合において、単純に裁量権を逸脱しているとは言い難い。新たに異なる業者を指名した場合、基本設計からのノウハウが承継されずに一貫性のある設計とならず、業務期間の長期化や追加費用の発生などにより、最終的に金額が高額になる可能性もある。従って、基本設計から実施設計まで1者によることに不当性はなく、町に損害が生じるとは認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

## 第5 意見

本件請求としては上述の結論に至ったが、監査を行う中で今後検討する必要があると思われる点について、次のとおり監査委員の意見を述べる。

### 1 今後の改修工事に向けた精査について

今後予定されている下諏訪総合文化センターの改修工事に向けて、本件実施設計業務における成果物の検査を適切に実施するとともに、改修工事の発注までに複数人による内容の精査を行い、適正な予定価格を求めることに努められたい。

### 2 随意契約のガイドラインの構築について

本件措置請求書における「これからのために随意契約のガイドラインを構築していただきたく」との記載は、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「違法又は不当な財務会計上の行為の防止、是正に係る請求」には該当しないものである。しかし、随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であることを踏まえ、町で毎年行っている「入札・契約事務説明会」においても周知徹底がされているところではあるが、随意契約に特化し、適正かつ円滑な運用を確保するための指針として、ガイドライン構築の必要性について多角的に研究されたい。